



役員の新規就職の制限に関する規程の改正案

役員の新規就職の制限に関する規程（平成31年規程第10号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年 月 日改正
経営委員会

新	旧
<p>役員の新規就職の届出等に関する規程 （目的）</p> <p>第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）に関する退職後における新規就職の届出等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（新規就職の届出の報告）</u></p> <p>第2条 理事長は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第17条の2により役員であった者から届出を受けた場合は、その後に関行される経営委員会において、新規就職先の名称及び業務内容を報告するものとする。</p> <p>（退職後の行為の自粛）</p> <p>第3条 役員は、退職後においても管理運用法人の業務の信用に影響を与えるおそれのある行為については自粛する。</p> <p>削除</p> <p>（雑則）</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。</p> <p>削除</p> <p>（規程の制定又は改廃）</p> <p>第5条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。</p>	<p>役員の新規就職の制限に関する規程 （目的）</p> <p>第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）に関する退職後における新規就職の制限について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（新規就職の制限）</u></p> <p>第2条 役員は、任期満了前、満了後を問わず、退職後2年間は、在職中に管理運用法人と取引を有する運用受託機関及び資産管理機関への就職を自粛する。</p> <p>（退職後の行為の自粛）</p> <p>第3条 <u>前条のほか</u>、役員は、退職後においても管理運用法人の業務の信用に影響を与えるおそれのある行為については自粛する。</p> <p><u>（誓約書の提出）</u></p> <p>第4条 <u>管理運用法人の役員に就任する者は、就任に当たり、前2条を順守する旨の誓約書を提出する。</u></p> <p>（雑則）</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。</p> <p><u>2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。</u></p> <p>（規程の制定又は改廃）</p> <p>第6条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。</p>

附 則（令和元. . 改正）
この改正は、令和元年10月1日から施行する。